

札障第2191号
平成26年（2014年）9月12日

指定特定（障害児）相談支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長
嶋 内 明

計画相談支援及び障害児相談支援の対象者拡大について（通知）

日頃から、札幌市の障がい福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、計画相談支援及び障害児相談支援につきましては、平成24年4月から対象者を段階的に拡大し、平成27年3月までに全ての障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援を利用する障がい者等を対象にすることとされていることから、これまで、札幌市においても、対象者の拡大を順次進めてきたところです。

この度、全ての障害福祉サービス等の申請者に対象を拡大し、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 拡大時期

平成26年10月1日以降申請受付分から

2 拡大範囲

障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援の申請を行う者全てを対象とする。

ただし、更新申請のみを行う者については、支給決定を受けているサービスの有効期間が平成27年1月31日以降に満了する者を対象とする。

（理 由）

平成27年1月31日にサービスの有効期間が満了する者について、平成26年10月中旬頃から区保健福祉部が更新申請案内の送付を開始するため。

3 その他

対象者拡大に伴う事務取扱マニュアルの改訂は別途通知します。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
担当：今井 TEL011-211-2938 FAX011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp